

## ◇ スポーツクラブの入会金

**Q** : 当社では、従業員の福利厚生の一環としてスポーツクラブへの入会を検討中です。その際の入会金の取扱いはどうなりますか。

**A** : 法人会員として入会すれば資産計上、個人会員として入会すればその名義人の給与として取り扱われます。

### 【解説】

最近、会社がスポーツクラブに入会して役員や使用人に利用させるケースが増えているようですが、この場合の入会金は次のような取扱いになっています。

#### (1) 法人会員として入会する場合

入会金は資産計上になりますが、記名式の法人会員でもつばら記名者である役員又は使用人が利用するものである場合は、入会金相当額はこれら役員又は使用人に対する給与（賞与）になります。

#### (2) 個人会員として入会する場合

入会金は、個人会員の役員又は使用人に対する給与（賞与）になりますが、法人会員制がないためやむを得ず個人会員として入会した場合で、その入会が会社の業務遂行上必要であり、会社の負担すべきものと認められるときに、入会金相当額を資産計上している場合には、それが認められます。なお、資産計上した入会金は原則として償却ができませんが、スポーツクラブの会員としての有効期間が定められていて、かつ、その脱退に際して入会金相当額の返還が受けられないこととされている場合には、繰延資産としてその有効期間での償却が認められます。

